

## 秋田市スポーツ大会出場激励金交付要綱

〔平成29年3月31日〕  
市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、本市のスポーツの振興および競技力の向上に寄与するため、スポーツ大会に出場する個人および団体に対し、市の予算の範囲内で秋田市スポーツ大会出場激励金（以下「激励金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付対象大会)

第2条 激励金の交付の対象となる大会は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める大会とする。

(1) 予選大会又は競技団体の選考（以下「予選大会等」という。）を経て出場する国際大会 次に掲げる大会

ア 公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会、一般財団法人全日本ろうあ連盟スポーツ委員会又は公益財団法人スペシャルオリンピックス日本が派遣する大会

イ スポーツ競技を世界規模で統括する国際競技団体又はその加盟団体（大陸、地域又は国内を統括する団体に限る。）が主催する競技大会

ウ アおよびイに掲げるもののほか、市長が認める大会

(2) 全国規模又は東北規模の大会（以下「国内大会」という。） 次に掲げる大会

ア 公益財団法人日本スポーツ協会（加盟団体を含む。以下、「日本スポーツ協会」という。）が主催、共催する大会

イ 公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会に加盟する競技団体が主催又は共催する大会

ウ 日本スポーツ協会に加盟する団体で構成するブロックの競技団体

が主催又は共催する東北規模の大会

エ 秋田市スポーツ少年団に所属し、団活動として出場する大会（日本スポーツ少年団が主催又は共催するものに限る。）

（交付対象者）

第3条 激励金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 国際大会に出場する選手 当該大会の開催要項等で定められた参加申込書に記載された者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に通勤又は通学する者

ウ 市内に活動拠点を有する者

エ 市内の中学校（特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）を卒業した者

オ JOCエリートアカデミー生又はこれに類する者であって、市内の小学校（特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）を卒業したもの

(2) 国内大会に出場する選手 当該大会の開催要項等で定められた参加申込書に記載された者であって、次のいずれかに該当するもの（市内に住所を有し、かつ市内の小学校又は中学校に在籍する者に限る。以下この号において同じ。）

ア 秋田県大会以上の予選大会において、3位以内の成績を収め出場資格を得た者

イ 秋田県大会以上の予選大会において、標準記録を突破し出場資格を得た者

ウ 日本スポーツ協会又は公益財団法人秋田県スポーツ協会に加盟する競技団体長の推薦により出場資格を得た者

(3) 国際大会に出場する個人又は団体の監督、コーチ等であって、市内に住所を有するもの。ただし、当該大会につき1人までとする。

2 前項の規定にかかわらず、個人又は団体が次の各号のいずれかに該当するときは、激励金の交付の対象としない。

(1) 公益財団法人日本中学校体育連盟又は東北中学校体育連盟が主催する大会に出場するとき。

(2) 大会出場に当たり、本市の他の制度により補助金等の交付を受け、又は受ける予定があるとき。

(3) 学校の部活動として国内大会に出場するとき。

(激励金の額)

第4条 激励金の額は、別表のとおりとする。

(交付回数の限度)

第5条 同一の者に対する交付の回数は、当該年度において国際大会および国内大会それぞれ1回を限度とする。ただし、東北規模の大会を経て、その上位に位置づけられる全国規模の大会に出場する場合は、激励金を重複して交付することができる。

(交付申請)

第6条 激励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ秋田市スポーツ大会出場激励金交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 大会への出場を決定した予選大会等の要項の写し

(2) 大会への出場を決定した予選大会等の結果の写し

(3) 出場する大会の開催要項等の写し

(4) 出場する大会の参加者名が記載された申込書の写し

(5) 国際大会の出場選手で、市外に在住している市内出身者については、市内の中学校（JOCエリートアカデミー生又はこれに類する者）にあっては、市内の小学校）を卒業したことを証明できる書類等の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 前項の規定による激励金の交付申請を行うことができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 出場選手本人（その者が未成年である場合は、その者の保護者）

(2) 出場団体の代表者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に認める者

3 出場選手が、同一大会において個人種目および団体種目の両方に出場する場合は、団体による交付申請を優先する。

4 申請者は、申請書を大会開催日の14日前までに市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(激励金の交付の決定等)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、当該申請があった日の翌日から起算して14日以内に激励金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、激励金の交付を決定したときは、秋田市スポーツ大会出場激励金交付決定通知書(様式第2号)(以下「決定通知書」という。)により、申請者に通知し、激励金を交付するものとする。

(出場報告)

第8条 前条第2項の規定による激励金の交付の決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、大会の終了後30日以内に、秋田市スポーツ大会出場激励金報告書(様式第3号)(以下「報告書」という。)を市長に提出しなければならない。

(交付額の変更)

第9条 市長は、交付を決定した激励金の額を変更する必要があるときは、秋田市スポーツ大会出場激励金交付決定変更通知書(様式第4号)により交付決定者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付対象者又は交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、激励金の交付の決定を取り消すものとする。

- (1) 大会が中止になったとき。
- (2) 大会に参加しなかったとき。
- (3) 大会出場において不正その他不適切な行為をしたとき。
- (4) 提出した書類の記載事項が虚偽であると認められるとき。
- (5) 報告書の提出を求めても提出しないとき。

( 激励金の返還 )

第11条 市長は、前条の規定により交付の決定を取り消す場合は、秋田市スポーツ大会出場激励金交付取消通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとし、既に激励金を交付しているときは、期限を定めて当該激励金の返還を求めるものとする。

( 委任 )

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

( 秋田市体育関係補助金交付要綱の廃止 )

2 秋田市体育関係補助金交付要綱（平成28年4月1日市長決裁）は、廃止する。

( 秋田市体育関係補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置 )

3 この要綱の施行の日前に前項の規定による廃止前の秋田市体育関係補助金交付要綱の規定による秋田市体育関係補助金の交付の申請をした者については、廃止前の秋田市体育関係補助金交付要綱の規定は、なおその効力を有する。

附 則

( 施行期日 )

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

( 施行期日 )

1 この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

( 経過措置 )

2 この要綱の実施の際、現に受理している激励金の申請の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年7月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年11月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

区 分		個 人	団体の上限
国際大会	オリンピック ・ パラリンピック	50,000円	200,000円
	その他の国際大会	30,000円	120,000円
国内大会 (全国規模)	小学生・中学生	10,000円	200,000円
国内大会 (東北規模)	小学生・中学生	5,000円	100,000円

備考

- 1 団体が申請をする場合は、個人の金額に交付対象者の人数を乗じた額とし、その上限は団体の上限欄に記載のとおりとする。
- 2 国際大会における監督、コーチ等に交付する激励金の額は、出場者に交付する激励金の額と同額とする。